

中間とりまとめ（提言）の考え方（案）

2018年5月25日
第2次水産業改革委員会
委員長 高木 勇樹

本年は明治漁業法から108年、戦後の漁業法制定（1949年）から約70年が経過し、この間漁業・水産業と魚食を取り巻く環境が激変する中で、制度・システムの基本は変わっていない。このままでは日本の漁業・水産業は、世界の潮流と経済社会の変化に対応できず衰退するとの危機意識のもと、平成29年9月29日に発足した第2次水産業改革委員会は、趣意書（※）にある通り、水産業改革高木委員会（第1次）の提言（平成19年7月31日）の実現状況も踏まえ、その後の徹底した現状分析と海外事例も参考にしながら、現行の制度・システムの検証作業を行ってきた。

その結果、真に持続的な日本の漁業・水産業の成長と漁業地域の活力を取り戻すためには

1. 海洋と水産資源は国民共有の財産であることを制度・システムの基本理念として明示する
2. 海洋と水産資源利活用・保存管理の権原は国（国民）に帰属するものであり、その利活用には当然その許可を得べきものである。したがって、広く国民に情報を開示し、国民に開かれた場で、その実行がなされるべきである
3. 海洋と水産資源の利活用、保存・管理は国の責務として、当然持続性が担保されなければならない。そのため例えば漁場利用度を見える化するほか科学的根拠に基づくアウトプットコントロール（生産漁獲量）によるべきである。また、この面での国際的動向（SDGs（持続的開発目標）、各国の認証システムなど）を踏まえたものとする
4. 海洋と水産資源を利活用する者（個人、法人その他いかなる形態であるかを問わない）の許可要件には、資源を持続的に利用・保存する義務を負うことはもとより、産業として収益をあげ持続的に経営を行い得ることを必須とする
5. 上記1～4は現行の制度・システムでは対応不可能であることから、1～4をパッケージとし、これを適確に実施し得る体制構築を内容とした新たな制度・システム（あるべき姿）とすることが必要である。現在、例えば10年前の第1次提言で提言した「養殖業などにつき透明性のあるルールのもとでの参入オープン化」の具体化などいろいろな改革の動きがみられるが、基本理念の変更を伴っていないことから、当面の課題への対応にとどまっている。今後加速度的に社会経済状況が変化する中であるべき姿への転換は必然であり、急ぐべきとの共通認識に至った

この共通認識の具体的制度・システム（あるべき姿）の骨子（基本原則）を提示すれば次の通り。

- 基本原則 1：海洋と水産資源は国民共有の財産
- 基本原則 2：科学的根拠に基づく水産資源の持続的利用
- 基本原則 3：新たな漁業・養殖業の許可制度
- 基本原則 4：譲渡可能個別漁獲割当（ITQ）方式の導入
- 基本原則 5：持続可能な自立的漁業経営
- 基本原則 6：国際社会の動向の反映と消費者マインドの確立
- 基本原則 7：水産予算の大幅な組み替え
- 基本原則 8：新たな制度・システムの構築

なお、あるべき姿の目標は「食料は命の源泉である」との基本認識のもと、魚食をまもる持続可能な漁業・水産業の確立であることは論をまたない。

従って、日本人の魚食を支える流通、加工、消費のあり方はあるべき姿の一環として極めて重要な論点、課題であることから、最終提言に向けしっかり取り組んでいくこととする。

今回の提言のミッションは、あるべき姿への移行が 10 年以内の適期に軟着陸し、魚食を求める国民をはじめすべての関係者がそれぞれの立場での努力を通じ、利益を享受しあう中で、日本の漁業・水産業の成長と漁業地域の活力を取り戻す契機とすることである。

このため最終提言まで引き続き、広くステークホルダーの方々の意見を聞く機会を設け、共通認識の醸成に極力努めることとする。

（※）一般社団法人日本経済調査協議会 HP を参照

http://www.nikkeicho.or.jp/wp/wp-content/uploads/gyogyou_pressrelease.pdf